

福岡都市圏南部可燃ごみ処理 基本構想

平成19年 5月25日

福岡都市圏南部環境事業組合

目 次

福岡都市圏南部可燃ごみ処理 基本構想	1
基本的事項	
1 施設稼動目標期間	2
2 可燃ごみ要処理量の推計	2
(1) 人口推計	2
(2) 可燃ごみ要処理量の推計	2
(3) 施設規模の決定時期	3
可燃ごみ処理	
1 共通事項	4
(1) 公害防止対策	4
(2) 環境学習機能	4
2 中間処理	4
(1) 施設規模	4
(2) 建設手法	4
(3) 基数構成	5
(4) 処理方式	5
3 最終処分	5

福岡都市圏南部可燃ごみ処理 基本構想

近年、わが国は廃棄物を単に処分すべき対象としてではなく、貴重な資源ととらえ、廃棄物処理対策から発展して、リサイクルを始めリデュース、リユースを含めた3Rの枠組みや取り組みを充実させ、廃棄物などの循環資源が適正に利用・処分される循環型社会の構築に向けた取り組みを実施しているところである。

福岡市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川町（以下、「関係4市1町」という。）においても、循環型社会の構築に向けた数値目標や施策を盛り込んだ一般廃棄物処理基本計画をそれぞれ策定しており、平成14年には関係4市1町において「環境行政に関する基本協定」を締結し、循環型社会の構築や自然環境の保全・創造について、協調・連携して共同で取り組むことにより、積極的にごみの減量、再資源化等を目指すこととした。

この構想は、福岡都市圏南部環境事業組合（以下、「組合」という。）による都市圏南部地区における可燃ごみ処理の基本的なあり方を示すものである。

基本的事項

1 施設稼働目標期間

施設稼働目標期間については、平成28年度から25年とする。

2 可燃ごみ要処理量の推計

可燃ごみ要処理量の推計については、組合が計画する可燃ごみ処理施設の規模を算出するため、組合が取り扱う可燃ごみ及び可燃残渣の排出量（以下「可燃ごみ要処理量」という。）について、関係4市1町において統一した条件で推計を行うこととした。

これは、関係4市1町において各々ごみ処理についての長期的な計画である「一般廃棄物処理基本計画」を策定しているが、策定年度、目標年度が異なっていることや、施設稼働目標期間が平成28年度から25年と長期であるため、関係4市1町で統一した条件で推計を行ったものである。

なお、今回の推計は過去の実績を基に推計を行ったものであり、将来のごみ量に影響を与え得る変動要因が発生した場合は、これらの要因を考慮して、必要に応じ再度推計を行うものとする。

(1) 人口推計

関係4市1町における過去10年間の人口の実績は、いずれの市町においても増加傾向にあるものの、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（平成14年1月）予測によれば、日本の総人口は、中位推計で平成18年に、高位推計で平成21年にピークに達し、それ以降は減少に転じるとしている。

よって、人口推計については、関係4市1町においても将来にわたって右肩上がりの人口増加は考え難いことから、各推計方法による関係4市1町の結果や福岡都市圏南部地区の特殊性も考慮し、コーホート法（要因法）を採用した。

(2) 可燃ごみ要処理量の推計

可燃ごみ要処理量については、「(1)人口推計」及び関係4市1町における過去10年間の可燃ごみ処理実績を基に推計を行った（以下「推計値」という。）。

また、関係4市1町はそれぞれ「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、循環型社会の構築に向け、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用（3R）の促進に積極的な取り組みを行い、ごみ要処理量をできる限り削減することを目

標としていることから、各々の可燃ごみ処理目標値(以下「目標値」という。)と今回の推計値の比較を行った。

その上で、

推計値が目標値を上回る福岡市、大野城市、太宰府市においては、3Rの取り組みを徹底することにより目標値を達成する。

目標値が推計値を上回る春日市、那珂川町においては、今後とも3Rの取り組みを継続することにより推計値以下に抑える。

という方針を確認した。

なお、施設規模の決定に当たっては、今後のごみ減量施策の効果を見定めた上で、施設の規模をできる限り小さなものとするため、本構想では中間処理施設の規模については上限のみを設定する。

(3) 施設規模の決定時期

施設の稼働開始を平成28年度に予定しているため、設計や契約・工事等の期間を考慮し、施設規模の決定時期は平成21年度とする。

可燃ごみ処理

1 共通事項

(1) 公害防止対策

公害防止を図るため、大気汚染防止法、騒音規制法、ダイオキシン類対策特別措置法等の関係法令を遵守できる設備を有する施設とする。

(2) 環境学習機能

公共が設置する一般廃棄物処理施設においては、小学生の社会科見学を含め、多数の見学者を受け入れ、環境教育や啓発施設としての機能が求められている。そこで、新設する施設には、同様な機能に加え、施設の情報を積極的に発信するための機能についても、基本計画において検討する。

2 中間処理

中間処理は、「基本的事項」で推計した可燃ごみ要処理量について、衛生的に処理し、かつ、減容化、減量化を図るため、全量処理することを目的とする。

(1) 施設規模

施設規模は、日量600トンを上限とする

施設規模については、年間を通じて施設を停止することなく運転しつづけることは不可能であることから、計画処理量、計画月変動係数、施設の稼働体制、既存施設の処理能力、施設補修時における対応方法等を勘案の上、施設規模は日量600トンを上限とする。

(2) 建設手法

既存建屋の利用等を行わず施設を新設する

建設候補地である南部工場の既存建屋を利用したプラント入替え工事は可能であるが、工事期間中においても南部工場での処理が必要であり、工事を行う際に必要となる焼却停止期間が長期にわたるため、関係4市1町の可燃ごみの全量焼却ができなくなる可能性が高く、地方自治体の義務である一般廃棄物の処理が滞る危険性がある。

よって、プラント入替え工事の実施は不可能であり、既存建屋の利用等を行わず施設を新設する。

(3) 基数構成

焼却炉等の基数構成は、2基以上とする

焼却炉等の基数構成については、基数が少ない方が建設費及びメンテナンス費が安価となるが、定期修理時や故障時の処理能力低下を極力防ぐため、2基以上とする。

なお、基数構成の決定は、基本計画において費用対効果や都市圏南部地区の特殊性等を詳細に検討し、決定する。

(4) 処理方式

中間処理の処理方式については、施設稼働の安定性、電力や化石燃料等の外部エネルギー消費量、残渣量等を詳細に検討し、決定する必要がある。また、エネルギー回収に積極的に取り組み、焼却熱の回収のみならず、有機性廃棄物のメタン化等の前処理についても、基本計画において詳細な比較検討を行う。

3 最終処分

最終処分は、中間処理施設から発生する残渣物を全量処分することを目的とすることから、不燃物やその破碎残渣については処分対象外とする。

また、処分方式については、処分対象が中間処理施設で発生する残渣のみであることから、保管・処理機能や浄化機能、環境保全機能を兼ね備えた一般廃棄物の最終処分場方式である管理型最終処分場であれば、浸出水などの適切な処理が可能であるが、最終処分場の処分方式については基本計画において総合的に判断し決定する。